

岩手県告示第699号

令和3年8月27日付岩手県報第12121号登載保安林予定森林（令和3年岩手県告示第622号）の内容について森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により通知する場合において、その相手方の所在が不分明のため通知することができないので、次のとおり告示する。

令和3年10月1日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 保安林予定森林に係る通知の要旨

- (1) 保安林予定森林の所在場所 一関市花泉町永井字五反田75の3、89の1
- (2) 所在が不分明である通知の相手方 佐藤兵吉、高橋重左衛門

2 通知の内容を掲示した場所 一関市役所